

石川県立図書館 YouTube アカウント運用ポリシー

(趣旨)

第1条 このポリシーは、石川県立図書館（以下、「図書館」という。）における YouTube アカウントの運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) YouTube (ユーチューブ)

Google LLC がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

(2) アカウント

YouTube 上において、コンテンツを管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。

(3) 公式アカウント

図書館が運用する YouTube のアカウント（以下、「公式アカウント」という。）の情報は以下とおりとす。

公式アカウント iskw_preflib

URL https://www.youtube.com/channel/UCuja_XsG6qm1o_-zIp6HRgA?guided_help_flow=3

(YouTube の目的)

第3条 文章や静止画等の媒体に対し情報量に富む動画を広報媒体として活用し、図書館の活動と魅力を広く発信することにより、一層の利用促進を図ることを目的とする。

(発信内容)

第4条 図書館 YouTube を用いて発信する内容は以下のとおりとす。

- (1) 図書館のサービスに関する情報
- (2) 図書館が実施するイベントに関する情報
- (3) その他、図書館全般に関する情報

(発信方法)

第5条 情報発信の担当や方法については以下のとおりとす。

- (1) 担当課：石川県立図書館利用推進課
電話番号：076-223-9565（代表）
Email：library@pref.ishikawa.lg.jp

- (2) 発信の頻度・時間

原則として、図書館の開館時間中に投稿を行うこととし、頻度は不定期とする。

(留意事項)

第6条 公式アカウントへのコメント、メッセージなどを通じた意見や問い合わせには原則として対応しない。

2 県政に関する意見又は問い合わせは、必要に応じて県ホームページの「県民の声」のページ (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kensei/koho/kocho/kemminnokoe/>) もしくは図書館経営管理課で受け付ける。

(禁止事項)

第7条 公式アカウントでは、次の各号に該当する利用者からのコメントおよび投稿（以下「コメント等」という。）を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (5) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (6) 政治的活動や宗教的活動を目的としたもの
- (7) 広告、宣伝、勧誘、その他営利を目的としたもの
- (8) 人種、思想、信条等の差別を含むもの
- (9) 虚偽又は事実誤認の内容を含むもの
- (10) 著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- (11) 掲載記事と無関係のもの
- (12) 暴力的又はわいせつな表現を含むもの
- (13) 石川県及び利用者並びに第三者に不利益を与えるもの
- (14) 有害なプログラムを使用し、又は提供するもの
- (15) その他、石川県が不適切と判断したもの

2 利用者からのコメント等について、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなく、コメント等の全部または一部を削除する。

(著作権)

第8条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、石川県又は正当な権利を有するものに帰属するものであり、石川県の許可なく無断で複製又は転用することを禁止する。ただし、私的使用のための複製もしくは引用等、著作権法上認められた行為はこの限りでない。

(免責事項)

第9条 石川県は、公式アカウントが発信する情報を用いて利用者が行う行為について、一切の責任を負わない。

2 石川県は、利用者が公式アカウントにアクセスしたために被った損害及び損失について、一切責任を負わない。

3 石川県は、公式アカウントに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を問わない。

4 石川県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(委任)

第10条 このポリシーに定めのない事項は、石川県立図書館長が別に定める。

附 則

1 このポリシーは、令和2年6月1日から施行する。

2 このポリシーは、令和4年4月1日から施行する。